

# 令和5年度

## みやき町定額運用基金運用状況調書

地方自治法第241条第5項の規定に基づき調製しましたので提出します。

令和6年7月5日

みやき町長 岡 毅

# 1 土地開発基金

(設置)

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、みやき町土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、280,000千円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(単位：円)

区 分	前年度末 現在高	5年度中増減高		5年度末 現在高
		年度中増高	年度中減高	
<現金> ①	円 93,075,688	円 1,529,700	円 0	円 94,605,388
運用収益（財運）		468,000		
運用収益（貸付金）				
不動産増減				
返還金		1,061,700		
貸付金				
<貸付金> ②	0	0	0	0
期中返還額				
期中貸付額				
<不動産>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
田畑・宅地・その他	11,805.26	0.00	35.39	11,769.87
土地価格「簿価」③	円 191,801,540	円 0	円 1,061,700	円 190,739,840
合 計 (①+②+③)	284,877,228	1,529,700	1,061,700	285,345,228

(単位：円)

月 別	土 地 開 発 公 社		そ の 他		
	貸 付 額	利 子	積立・取崩等	その他	備 考
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月				1,061,700	町による買戻し
3 月				468,000	・運用収益（財運）

## 2 福祉資金貸付基金

(設置)

第1条 町内に居住する低所得者世帯等に対して資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませることを目的として、みやき町福祉資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、108万8千円とする。

(単位：円)

区 分	5年度	4年度
基金の額	1,088,000	1,088,000
未償還金	458,200	458,200
現金残高	629,800	629,800
期中の状況	0	0
償還金	0	50,000
貸付金	0	50,000
(件数)	(0件)	(4件)

(単位：件・円)

月 別	貸 付		償 還		貸付額残額	基金残高
	件数	金 額	件数	金 額		
前年度 未現在	-	-	-	-	458,200	629,800
4 月	-		-		458,200	629,800
5 月	-		-		458,200	629,800
6 月	-		-		458,200	629,800
7 月	-		-		458,200	629,800
8 月	-		-		458,200	629,800
9 月	-		-		458,200	629,800
10 月	-		-		458,200	629,800
11 月	-		-		458,200	629,800
12 月	-		-		458,200	629,800
1 月	-		-		458,200	629,800
2 月	-		-		458,200	629,800
3 月	-		-		458,200	629,800
合計	0	0	0	0	-	-

### 3 育英資金貸付基金

(設置及び目的)

第1条 この条例は、成績優秀であるが経済的理由により修学困難なものに対して修学上必要な資金としてみやき町育英資金（以下「資金」という。）を貸し付けることを目的としたみやき町育英資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置し、資金の貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため必要な事項を定める。

(基金の額)

第2条 基金の額は、最低200万円とする。

(単位：円)

区 分		5年度	4年度
基金の額		38,000,000	36,000,000
未償還金		35,163,000	32,426,500
現金残高		2,837,000	3,573,500
期中の状況			
	償還金	4,103,500	2,550,000
	貸付金 (件数)	6,840,000 (219件)	6,600,000 (172件)

(単位：円)

区 分		5年度		4年度	
貸付内訳	大学生	5,160,000	135件	6,360,000	160件
	高校生	1,680,000	84	240,000	12
合 計		6,840,000	219	6,600,000	172

(単位：円)

月 別	積立金	貸 付		償 還		貸付額累計	基金残高
		件数	金額	件数	金額		
前年度 末現在	-	-	-	-	-	32,426,500	3,573,500
4 月		9	350,000	12	209,000	32,567,500	3,432,500
5 月		11	430,000	14	204,000	32,793,500	3,206,500
6 月	2,000,000	37	1,020,000	16	486,500	33,327,000	4,673,000
7 月		18	560,000	26	410,500	33,476,500	4,523,500
8 月		18	560,000	16	269,500	33,767,000	4,233,000
9 月		18	560,000	23	339,500	33,987,500	4,012,500
10 月		18	560,000	25	384,500	34,163,000	3,837,000
11 月		18	560,000	15	230,500	34,492,500	3,507,500
12 月		18	560,000	38	754,500	34,298,000	3,702,000
1 月		18	560,000	29	458,500	34,399,500	3,600,500
2 月		18	560,000	11	174,500	34,785,000	3,215,000
3 月		18	560,000	11	182,000	35,163,000	2,837,000
合計	2,000,000	219	6,840,000	236	4,103,500		

#### 4 高額療養費貸付基金

(設置)

第1条 この条例は、高額療養費資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、経済的自立の助長促進と生活の安定を図るため、資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、700万円とする。

(単位：円)

区 分	5年度	4年度
基金の額	7,000,000	7,000,000
未償還金	0	0
現金残高	7,000,000	7,000,000
期中の状況		
償還金	1,859,182	1,347,680
貸付金 (件 数)	1,859,182 ( 8 )	1,347,680 ( 11 )

(単位：件・円)

月 別	貸 付		償 還		貸付額累計	基金残高
	件数	金 額	件数	金 額		
前年度 未現在	-	-	-	-	0	7,000,000
4 月	1	116,000	1	116,000	0	7,000,000
5 月					0	7,000,000
6 月	1	39,000	1	39,000	0	7,000,000
7 月					0	7,000,000
8 月	1	377,982	1	377,982	0	7,000,000
9 月					0	7,000,000
10 月	1	67,000	1	67,000	0	7,000,000
11 月	1	144,000	1	144,000	0	7,000,000
12 月	1	363,690	1	363,690	0	7,000,000
1 月	2	751,510	2	751,510	0	7,000,000
2 月					0	7,000,000
3 月					0	7,000,000
合計	8	1,859,182	8	1,859,182		